【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長等
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	法人税：義（国税 8） （法人住民税、法人事業税：義）（自動連動）
		② 上記以外の税目	―
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和 32 年法律第 164 号。以下「生衛法」という。）第 56 条の３第１項の規定に基づき策定する振興計画に基づく共同利用施設(一の共同利用施設の取得価額が 400 万円（建物にあっては、650 万円）以上のものに限る。)に係る取得価額の６％の特別償却制度
			《要望の内容》 適用要件の見直しを行った上で、その適用期限を２年間延長する。 （令和 11 年３月 31 日まで）。
			《関係条項》 ・租税特別措置法第 44 条の３ ・租税特別措置法施行令第 28 条の６
5	担当部局		厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期：令和８年８月 分析対象期間：令和５～10 年度
7	創設年度及び改正経緯		昭和 55 年：創設 昭和 57 年～平成 21 年：期限切れごとに延長 平成 23 年：特別償却割合を８％から６％に引下げ 平成 25 年：２年間の延長 平成 27 年：取得価額要件を 100 万円以上に設定 平成 29 年：取得価額要件を 200 万円以上に引上げ 平成 31 年：２年間の延長 令和　３年：取得価額要件を 400 万円以上に引上げ 令和　５年：建物の取得価額要件を 600 万円以上に引上げ 令和　７年：建物の取得価額要件を 650 万円以上に引上げ
8	適用又は延長期間		２年間（令和９～10 年度）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 生活衛生同業組合は、生衛法に基づき国民の生活に密接に関係のある生活衛生関係営業（飲食業、理容業、美容業、旅館業、公衆浴場業、クリーニング業等）について、営業者が自主的に衛生措置の基準を遵守し、及び衛生施設の改善向上を図るために業種ごとに各都道府県に一つ組織することができるとされている。 また、生衛法第 56 条の２に基づき厚生労働大臣が定める業種ごと

				の振興に関する指針（以下「振興指針」という。）において、生活衛生関係営業の課題に対する対応として、事業の共同化の推進により、経営の健全化等を図り、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上（営業者の衛生管理の技術向上や衛生施設の衛生水準の向上）を図ることとされている。 　生活衛生同業組合等が、振興指針に基づく振興計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受け、当該計画に基づき行う事業として、税制上の措置を活用しながら共同利用施設整備を進めることで、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上につなげることが重要である。
				《政策目的の根拠》 生衛法第８条第１項 生衛法第 56 条の５　等
		②	政策体系における政策目的の位置付け	・基本目標Ⅱ 　安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること ・施策大目標４ 　生活衛生関係営業の振興等により、衛生水準の向上を図ること ・施策目標４－１ 　生活衛生関係営業の振興等を通じて、公衆衛生の向上・増進及び国民生活の安定に寄与すること 【政策体系】 政策：生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化及び生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上 施策：生活衛生同業組合の組合員における経営の健全化 事業：生活衛生同業組合等における共同利用施設の整備
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	生活衛生同業組合等の共同利用施設整備を通じ、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに衛生水準の維持向上を図ることで、振興計画の達成率が 88%（※）を上回ることを目標に掲げる。 　※振興計画には「衛生水準の維持向上」「経営基盤の安定・強化」に関する項目が含まれており、令和４年度末時点において「概ね達成している」以上の回答が全体の 88%であったもの。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	生活衛生同業組合等が、振興指針に基づく振興計画を作成し、共同利用施設及び税制上の措置を活用しながら、事業を行うことで事業が充実し、またその効果も高まることから、生活衛生同業組合等の管轄地域内における生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに衛生水準の維持向上が図られることで、当該計画の達成率が向上する。 　多くの生活衛生同業組合等において当該計画の達成率が向上することにより、生活衛生関係営業の経営基盤が安定・強化されることで、政策目標である生活衛生関係営業の振興による衛生水準の維持向上が図られる。
10	有効性等	①	適用数	令和５年度　　０件 令和６年度　　１件 令和７年度　　０件 令和８年度　　１件 令和９年度　　１件 令和 10 年度　１件
				【算定根拠】 　いずれの年度も、生活衛生同業組合等による共同利用施設の整

		備に関する調査（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ）による。
	② 適用額	令和5年度　　0 千円 令和6年度　1,284 千円 令和7年度　　0 千円 令和8年度　 270 千円 令和9年度　1,320 千円 令和 10 年度　540 千円
		【算定根拠】 　いずれの年度も、生活衛生同業組合等による共同利用施設の整備に関する調査（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ）による。
	③ 減収額	○法人税 　令和5年度　　0 千円 　令和6年度　 244 千円 　令和7年度　　0 千円 　令和8年度　 51 千円 　令和9年度　 251 千円 　令和 10 年度　103 千円 ○法人住民税 　令和5年度　　0 千円 　令和6年度　 17 千円 　令和7年度　　0 千円 　令和8年度　　4 千円 　令和9年度　 18 千円 　令和 10 年度　 7 千円 ○法人事業税 　令和5年度　　0 千円 　令和6年度　 90 千円 　令和7年度　　0 千円 　令和8年度　 19 千円 　令和9年度　 92 千円 　令和 10 年度　38 千円
		【算定根拠】 　いずれの年度も、生活衛生同業組合等による共同利用施設の整備に関する調査（厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課調べ）による。
	④ 効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 　本税制を適用して整備した共同利用施設の活用により、令和8年度から令和9年度において、達成率が 88%を上回る見込み。 　令和6年8月の前回調査で用いていた達成目標である「生活衛生関係営業の業況判断DIがプラスへ改善されること」については、新型コロナウイルス感染症が流行した令和2年4～6月当時▲87.4 から令和8年4～6月現在において▲14.1 とプラスへ向かって回復傾向ではあったが、依然としてマイナスで低調であり、回復には至っていない。 　回復にいたっていない原因としては、物価高騰・賃上げ等への対応に加え、中東情勢や災害による影響が生じていることがあげられる。こ

				のような状況下において、経営基盤の脆弱な中小零細事業者が多い生活衛生関係営業が経営基盤の安定・強化とともに衛生水準の維持向上を図るためには、共同利用施設（組合会館の会議室、研修施設・設備、共同工場、共同倉庫、共同配送車両、共同冷凍・冷蔵庫や共同ネットワークシステム等）の整備を誘引する必要があり、本税制は投資初期の負担を軽減し、キャッシュフローを改善することができるため、有効な手段であり、今後も必要な措置である。 　一方、当該指標では、景気や物価高騰といった税制による効果以外の要因も大きく影響するため、今回の評価から新たに「生活衛生同業組合の振興計画の達成率」を指標に用いている。令和6年度に適用のあった事例については、現行の振興計画の達成率を令和9年度以降に調査を行う予定であり、その間に特別償却制度を適用して導入した共同利用施設を活用することで、組合等における積極的な事業の実施及び共同利用施設を活用して実施する事業が充実することにより、共同利用施設を利用した事業者の営業の見直しが促されるとともに、事業者が提供する製品やサービスの質の向上が図られる見通しであり、引き続き状況の把握に努める。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 日本政策金融公庫「生活衛生関係営業の設備投資動向（2026 年）」
				《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 　本税制措置の活用により軽減される納税相当額分のキャッシュフローの改善につながることから、組合等における設備投資が促進され、当設備を活用した事業が積極的に実施されることにより、国民生活に密着した生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上が図られる。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 　生活衛生同業組合等において財政状況が悪化している組合等もあり、資金繰りが難しい中で共同利用施設の整備を実施したものの取得価額要件を満たさなかったケースもあった。一方で、令和4年に本税制を適用して整備した共同利用施設を利用した事業者に対する調査（令和8年7月の実施）を行ったところ、参加者の 64%が講習会参加後における営業の見直し（改善策等）を行ったと回答。また、見直しを実施したことによる成果及び効果を 86%が実感したと回答している。見直しの具体的な成果及び効果としては主に「衛生水準が向上した」「サービスの質が向上した」「接客レベルが向上した」との声があった。 　このことから共同利用施設を利用して事業の共同化を進めることは個々の生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上が図られることが推測される 。
		⑤	税収減を是認する理由等	本税制措置を活用した生活衛生同業組合等の共同利用施設の整備の促進により、国民生活と密着し、地域経済の基盤である生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上が図られ、もって、国民に対する衛生的で質の高いサービスの提供や雇用情勢の改善にも寄与することが見込まれる。

				その効果は、当該生活衛生同業組合等の組合員である営業者全体に波及し得ることから、本税制措置により、当該業界全体に対して政策効果が発現するものと考えられる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	本税制措置は、生活衛生同業組合等が策定する振興計画に基づく事業として共同利用施設事業を行う場合に適用されるものであり、振興計画は、厚生労働大臣が定める振興指針に基づき作成され、厚生労働大臣の認定を受けることから、適切な制度設計としている。 また、本税制措置は、議員立法である環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の昭和 54 年の一部改正により、法律上の位置付けがされ、翌年に創設されたものであり、今日においても、大半が中小零細である生活衛生関係営業者が地域経済・地域社会でその役割を果たしていくため、生活弱者である高齢者、子育て世帯等の生活を支える役割とともに、環境・エコ、安心・安全なサービスの提供や物価高騰の課題に対応していく必要がある。 本税制措置の近年の適用実績は、令和6年度に1件となっており、今後の整備予定もある中で、本税制を引き続き適用することで、生活衛生関係営業の個々の営業者の経営基盤の安定・強化とともに、生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上を図ることができる。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	生活衛生関係営業(全産業の約 516 万事業所のうち約 18.3%(約 94 万事業所)、全従業者約 5,795 万人のうち約 10.1%(約 587 万人))は、国民生活に極めて密着し、我が国の地域経済の基盤となる産業であり、かつ、雇用面でも大きな役割を担っている。また、身近な営業として、高齢者、子育て世帯等の生活を支える役割とともに、環境に配慮したサービスの提供等の社会的ニーズへの対応も営業者として求められている。 一方で、生活衛生関係営業は、多くが経営基盤の脆弱な中小零細事業者であり、チェーンストアをはじめとする大企業との競争に生き残っていくためにも事業の共同化により合理化等を進め、設備投資等の経費負担の軽減や労働者の労働環境の改善及び福利厚生の充実等も推進する必要がある。 事業の共同化を推進するためには、共同利用施設の整備を促進する必要があるところ、日本政策金融公庫による低利での貸付制 度は、衛生施設の衛生水準を高めるために必要な設備資金や経営改善のために必要な運転資金、生活衛生同業組合等が振興計画に基づき実施する共同施設整備の整備に係る資金のための支援策となっている。 また、補助金による支援としては、生活衛生同業組合等が組合員の共同事業や共同利用施設の整備の検討や衛生規制の遵守・衛生水準の維持・向上等に必要な研修や広報等を進めるために必要なソフト事業に対して補助するものである。 融資は共同利用施設の導入前・補助金は共同利用施設の導入後の事業の実施に際して・税制は共同利用施設の導入後のキャッシュフローの改善とそれぞれ支援のタイミングや方法が異なっており、特に融資については、その返済に伴い、手元の資金を消化してしまう一方で、

				当税制の優遇措置である特別償却制度を活用することで、投資初期の納税額を軽減しキャッシュフローを改善させることが可能となる。
		③	地方公共団体が協力する相当性	各都道府県に設置されている生活衛生同業組合等において、当該税制を活用して共同利用施設の整備が促進されることで、生活衛生関係営業者の経営基盤の安定・強化とともに、衛生水準の維持向上が図られ、もって地域に密着した生活衛生関係営業者が安全・安心で高品質なサービス等の提供を住民に対して行うことに繋がる。
12	有識者の見解			『生活衛生関係営業の振興に関する検討会第４次報告書(平成 24 年７月とりまとめ公表) 』において、①収益の悪化・資金調達の難しさを背景に設備投資に慎重にならざるを得ないこと、②中小零細事業者対策という視点が重要であること、③大規模な量販店やチェーンストア等の増加が相次ぎ生活衛生関係営業を取り巻く経営環境が厳しいこと、④東日本大震災の発生を受けて復旧・復興等の必要が高まっていること、等を踏まえ、対象設備を政策効果の高い重点４分野(少子高齢化・買い物弱者対策に資する設備、環境・エコ・清潔・快適に資する設備、震災復興・節電に資する設備、安全・安心の確保に資する設備)に重点化した上で、現行の政策税制としての役割を維持することが必要とされ、これら報告の提言や改革の方向性を踏まえ、平成 25 年度税制改正大綱において、適切に対応するよう指摘されている。 また、平成 24 年７月に、「厚生科学審議会生活衛生適正化分科会」が開催され、『生活衛生関係営業の節電行動の徹底を図るための 6 基本的な考え方(平成 24 年７月 19 日答申)』において、節電につながる共同工場や共同営業施設、共同蓄電設備などの共同利用施設の設置が可能な場合には、積極的に活用するよう指摘がされている。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和６年８月(厚労 02)